

東京都子供・子育て支援総合計画(中間見直し版)の概要

1 計画の概要

(1) 計画の性格

○都における子供・子育てに関する総合計画

一体的に
策定

子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法
及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画

○福祉、保健、医療、雇用、教育などにわたる子供・子育て支援の総合計画
⇒妊娠期から18歳までを対象

(2) 計画期間

平成27年度～平成31年度の5年間

※計画期間の中間年(平成29年度)に、見直しを実施

(3) 検討組織

○東京都子供・子育て会議

○子供・子育て施策推進本部(庁内検討会議)

(4) 計画(平成30年3月中間見直し)のポイント

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく計画としての位置付けを明確化
- 保育サービスの整備目標等の更新
 - ・ 保育サービス利用児童数：4年間で7万人分増 ⇒ 3年間で6万人分増
- 新規事業の追加
 - ・ 267事業 ⇒ 337事業(14局)

(5) 点検・評価

- ・ 個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体及び目標ごとの成果(アウトカム)についても点検・評価
- ・ 点検・評価を開かれた過程で行うため、毎年度、東京都子供・子育て会議において調査審議。併せて、ホームページ等で公表

2 計画の理念

- 1 すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。
- 2 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
- 3 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

3 目標と主な取組

対象
世代

目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり

- 1 妊娠・出産に関する支援の推進
- 2 安心できる小児・母子医療体制の整備
- 3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実
- 4 子供の健康の確保・増進

- ・ ゆりかご・とうきょう事業(妊娠期から、すべての子育て家庭を対象に保健師等による状況把握と相談支援を実施)
- ・ 不妊検査・不妊治療費助成事業など

妊
娠
期
～
5
歳

目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

- 1 就学前教育の充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 認定こども園の充実
- 4 就学前教育と小学校教育との連携

- ・ 保育サービスの拡充(保育サービス利用児童数6万人分増)[平成31年度末までに待機児童解消]
- ・ 保育人材の確保及び定着支援(3万人確保)など

6
～
18
歳

目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

- 1 子供の生きる力をはぐくむ環境の整備
- 2 次代を担う人づくりの推進
- 3 放課後の居場所づくり

- ・ 学童クラブの設置促進(平成31年度末 登録児童数1万9千人増(見直し前から7千人分上乘せ))
- ・ 放課後子供教室(全小学校区に設置)など

共
通

目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

- 1 子供の貧困対策の推進
- 2 児童虐待の未然防止と対応力の強化
- 3 社会的養護体制の充実
- 4 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 5 障害児施策の充実
- 6 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援

- ・ 児童相談所の体制と取組の強化
- ・ 養育家庭への支援体制の強化
- ・ ひとり親家庭の子供の学習支援
- ・ 児童発達支援センターの設置促進など

目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

- 1 家庭生活と仕事との両立の実現
- 2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 3 子供の安全を確保するための取組の推進
- 4 良質な住宅と居住環境の確保
- 5 安心して外出できる環境の整備

- ・ 子育て応援とうきょうパスポート(子育て家庭が様々なサービスを受けられるパスポートの普及啓発を実施)など